

河津町出産費助成制度について

子育て家庭の経済的負担を軽減し、子どもを産み育てやすい環境を整備することを目的として、出産に係る費用の一部を助成します。

支給要件

- 1 子どもを出産(妊娠8箇月(満28週)に達してからの死産を含む。)した者(母)が、
出産日の6か月以上前から、引き続き本町の住民基本台帳に記録されていること
- 2 世帯員に町税等の滞納がないこと

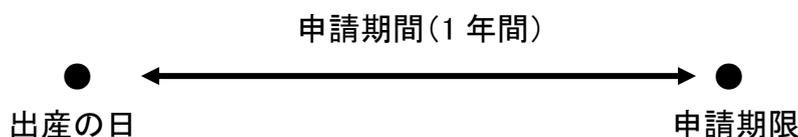
支給金額

1回の出産につき10万円

多胎の場合、出産児のうち一人を除いた子ども一人につき5万円を加算

申請期間

出産の日から1年間 ※ 申請期限を過ぎてからの申請は認められません。



提出書類

- ・ 支給要件チェック表
- ・ 出産費助成金支給申請書(様式第1号)
- ・ その他町長が認める書類

* / 申請 → 審査 → 決定(却下)通知 → 振込 (申請から通知まで1か月程度)



お問い合わせ

〒413-0595
静岡県賀茂郡河津町田中 212-2
河津町役場 健康福祉課
電話 0558-34-1937